

# 税務相談室

## 接待交際費と損害賠償金

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

### 質問

1. 当法人は、以前から付き合いのある国会議員に対して、当選祝金を支給しました。この支給金は、一般の損金として取り扱われますか。また、政経パーティーの参加費用を法人が支出した場合には、どうなるでしょうか。
2. 医療法人である当病院の使用人が、勤務中交通事故を起し、通行人を負傷させました（重過失はありません）。  
当病院は損害賠償金の内払金として400万円および、被害者の見舞いのため果物等8万円を支出しました。なお、賠償額は未だ確定していません。この場合の内払いした損害賠償金は損金となりますか。

### 回答

1. **社会通念上、相当な祝金およびパーティーの実費相当額は交際費等となり、それを超える金額は寄附金となる。**

交際費等とは、交際費、接待費、機密費、その他の費用で、法人が得意先、仕入先その他事業に関する者等に対する接待、きょう応、慰安、贈答、その他これらに類する行為のために支出する費用をいいますが、次の費用は交際費等に該当しないものとされています。

- (1) もっぱら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
- (2) 飲食、その他これに類する行為のために要する費用で、参加者1人あたり5,000円以下の費用
- (3) カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐい、その他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用
- (4) 会議に関連して茶菓、弁当、その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用
- (5) 新聞、雑誌等の出版物または放送番組を編集するために行われる座談会、その他記事の収集のために、または放送のための取材に通常要する費用したがって、交際費等に該当するかどうかは、①得意先、仕入先その他事業に関する者に対し（支出の相手先）②接待、きょう応、慰安、贈答、その他これに類する行為のために支出する費用（行為の態様）により判断することになります。

そこで、医療法人がご質問の祝金や政経パー

ティー費用を負担した場合についてみますと、まず支出の相手先は以前から付き合いのある国会議員ということから、上記①のその他事業に関係ある者に含まれると解されますし、また、支出の態様は②の行為のために支出する費用にも含まれると思われ

ます。以上から、これらの費用は交際費になると思われ

ます。しかしながら、一般にその祝金やパーティー費用の中には、社会通念上の祝金を超える金額やパーティーの実費相当額を上回る金額が支払われる

2. **故意または重過失でない場合には、法人の支出した損害賠償金は損金となる。**

法人の役員または使用人がした行為等によって、他人に与えた損害について法人がその損害賠償金を支出した場合には、次によることとされています。

イ その損害賠償金の対象となった行為等が、法人の業務の遂行に関連するものであり、かつ、故意または重過失に基づかないものである場合  
…その支出した損害賠償金の額は給与以外の損金の額に算入する。

ロ その損害賠償金の対象となった行為等が、法人の業務の遂行に関連するものであるが故意または重過失に基づくものである場合または法人の業務の遂行に関連しないものである場合  
…その支出した損害賠償金に相当する金額は、当該役員または使用人に対する債権とする。

なお、上記ロにおいて計上した債権につき、その役員または使用人の支払能力等からみて求償できない事情にあるため、その全部または一部に相当する金額を貸し倒れとして損金経理をした場合（ロの損害賠償金相当額を債権として計上しないで損金の額に算入した場合を含みます）には、当該貸し倒れ等とした金額のうち、その役員または使用人の支払能力等からみて回収が確実であると認められる部分の金額については、これを当該役員または使用人に対する給与として取り扱われます。

ところで、ご質問では被害者との間に示談が成立しておらず、損害賠償金の額が確定していません。この場合には、内払いの金額を損金の額に算入できるか否かが問題となります。

しかし、内払損害賠償金は返還を受けることもなく、事故発生から解決まで長期化する傾向等を考慮して、人身事故の場合は示談成立による確定前であっても、内払いの損害賠償金については、支出の日の属する事業年度の損金とすることが認められています。

この場合、損金に算入した額に相当する保険金収入が見込まれる場合には、損金の額に算入した額と同額を益金の額に算入することとされています。

なお、被害者に対する見舞いの果物等の費用は、見舞いとして相当なものであれば、通常損金の額に算入されることとなります。